

新規化学物質の有害性の調査結果について(報告)

資料2

新規化学物質の有害性調査について(安衛法第57条の3)

- ・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造等する事業者は、労働者の健康に与える影響についての調査(有害性調査)を実施し、厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - ・厚生労働大臣は、新規届出があった物質について、名称等を公表するとともに有害性調査結果について、学識経験者の意見を聴き、必要に応じ、
 - ①届出事業者への健康障害防止措置の勧告
 - ②強い変異原性^(注)があると認められた化学物質について、健康障害を防止するための措置を実施^(注)
微生物を用いた試験において、突然変異を引き起こす性質
 - ・厚生労働大臣は、学識経験者の意見を聴いた時は、その内容を官報公表後1年以内に本審議会に報告するものとする。
- ※更なる試験が必要とされた化学物質は、国ががん原性試験を実施し、結果により、必要な措置を講じる(化学物質管理全体については、参考1参照)

学識経験者の意見の概要(安衛則第34条の7に基づく報告)

- ・報告対象:平成21年12月25日から平成22年9月27日までに官報に名称が公表された物質
- ・学識経験者^(参考4参照)に意見を求めた新規化学物質は**1,193物質**
- ・学識経験者の意見は以下の通り。
 - ①届出事業者への健康障害防止措置の勧告については該当なし(実績なし)
 - ②強い変異原性が認められると判定された物質は**43物質**^(参考2参照)(約800物質)
 - ③上記②に該当した物質については、指針^(注)に基づく措置を実施する事が妥当^(注)
「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するため指針」(参考3参照)
強度の変異原性が認められた化学物質を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該物質へのばく露による労働者の健康障害を防止するため、事業者が①作業環境管理・作業管理、②作業環境測定、③労働衛生教育、④危険有害性の表示等を講ずるように規定。